

# ◆「乳幼児医療費給付事業」改正のお知らせ◆

市では、乳幼児医療費の自己負担分（保険適用分）について給付（助成）を行っています。10月1日より給付内容の一部が変わり、これまで給付のなかった4歳から小学校就学前までの幼児の通院分について、給付することになりました。

## 受給資格

4歳から小学校就学前までの幼児で入院および通院について、給付を受けるには、新たに4歳から小学校就学前までの幼児に対する「受給資格証」が必要となります。

受給資格証の交付には、新規の申請が必要です。

## 新規交付申請

○交付申請対象者の要件

市内に住所を有し、医療保険に加入している幼児の保護者で平成19年中の所得が表2の所得制限限度額以下のかたで、平成14年4月2日から平成16年10月1日までに生まれたお子さんがいるかた

○交付申請に必要な書類

- ▽資格交付申請書
- ▽同意書
- ▽口座振替書
- ▽印鑑
- ▽対象となる幼児の被保険者証

※平成20年1月1日以降に本市に転入したかたは、平成20年1月1日に居住していた市町村の「平成20年度所得課税証明書」も必要となります。  
※口座振り替えについては、うちよ銀行は使用できませんのでご了承ください。



表1 給付内容および給付方法

対象年齢	入院		通院	
	給付内容	給付方法	給付内容	給付方法
0から3歳	医療費適用の自己負担の額	現物給付および償還払い	医療費適用の自己負担の額	現物給付および償還払い
4歳から小学校就学前	医療機関ごとに入院1日につき500円を差し引いた額	現物給付および償還払い	1月分の保険適用医療費の自己負担額から1,500円を差し引いた額	償還払い

※現物給付…「乳幼児医療受給資格証」を市内の医療機関に提示することにより、自己負担分を支払う必要がなくなります。ただし、現物給付を行っていない医療機関については、償還払いとなります。

※償還払い…医療機関に自己負担額を支払い、領収書を添えて市に請求すると翌月に給付となります。ただし、請求については診療月の翌月から4カ月以内となります。

表2 所得制限限度額

扶養親族	所得制限限度額
0人	2,342,000円
1人	2,722,000円
2人	3,102,000円
3人	3,482,000円

▷扶養親族が4人以上の場合、限度額は1人につき38万円加算  
▷老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合、限度額は1人につき10万円加算  
▷特定扶養親族（16歳以上23歳未満の学生）がいる場合、限度額は1人につき15万円加算

※国民健康保険加入の乳児（0歳児）には所得制限がありません。

## 国民健康保険証 配達方法変更のお知らせ

### お知らせ

平成20年10月1日更新の国民健康保険被保険者証の配達方法が郵送から宅配に変わります。

なお、国民健康保険の資格があるかたで特別な事情があつて十和田市に居住していないなどの理由により、郵便局に転送依頼をしている世帯のかたは配達されません。

配達されなかった保険証は、10月1日以降に国保年金課窓口で交付しますが、取りに来ることができないかたはご相談ください。

受け取りには身分証明書が必要で、

※国保年金課で転送依頼を受け付けていますが、世帯員全員への転送以外を対象にはなりませんのでご了承ください。



### 問い合わせ先

国保年金課国保係

(☎) ☎5111 内線240

### 問い合わせ先

国保年金課給付係

(☎) ☎5111 内線246